

2024年8月1日

お客さま各位

鹿児島興業信用組合

残高1万円未満の預金口座解約手続における押印省略について

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、お客さまの利便性向上のため、残高1万円未満の普通預金、貯蓄預金口座の解約手続につきまして、運転免許証等の顔写真付き公的本人確認書類をご提示いただくことで届出印の押印を不要とする取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

今後とも、お客さまにご満足いただけるよう充実したサービスの提供に努めてまいりますので、引き続き当組合をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日・預金規定改定日

2024年8月1日（木）

2. 対象となるお客さま

個人・個人事業主のお客さま

※預金者ご本人さまによるお手続きに限ります。

3. 対象口座

預金残高1万円未満の以下の普通預金口座（決済用預金含む）、貯蓄預金口座

4. ご持参・ご提示いただくもの

・通帳、キャッシュカード（発行されている場合）

・顔写真付き公的本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※お届け印の捺印に代わり、本人確認書類をご提示いただき写しを徴求いたします。

5. 預金規定の改定

普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定

※預金規定は当組合ホームページに掲載

以上

<< [ご不明な点はお取引店までお問い合わせください。](#) >>